



第4号様式

流教施第186号
令和6年2月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年2月15日付け、流監第133号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日・流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部 学校施設課	意見	小破修繕において、施工後から相当期間が経過しているにもかかわらず支出票が未起票となっている。相手方からの請求書類未提出によるものであるとのことだが、適正な支払事務執行に向けた管理体制を構築されたい。	同時案について、令和5年10月18日付で請求書を受領し、同日伺いで起票しました。今後の措置について、施工業者から請求書を受領し支出完了するまでが小破修繕業務である旨を、再認識するよう課内で共有しました。また、修繕のリストを用い、定期的に支出負担行為に対する支出状況の確認を実施することとしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。